



令和元年 6 月 17 日 見晴台自治会長 山下 聖秋 環境美化部長 小松 俊一朗

夏祭りにおけるごみ処理及び禁煙について

日頃から自治会活動にご理解・ご協力頂き、誠にありがとうございます。以前にもご案内いたしましたが、平成30年4月1日から施行された少量排出事業者制度改正に伴い、自治会行事(夏祭り、文化祭、どんと焼き等)におけるごみ処理について対応が変更になっています*。本制度改正を受け、会員の皆様には今年のどんど焼きにおいて、箸、お椀、コップのご持参をお願いし、ごみの減量にご協力頂きました。皆様のご協力のおかげで、ごみの処理に苦慮することもなく、また、本活動は市や近隣自治会からも高い評価を頂きました。ご協力ありがとうございました。

本年 8 月 24 日に開催予定の夏祭りについては、自治会でのごみ処理作業軽減及び処理費用削減のため、「ごみの持ち帰り」にご協力頂きたいと思います。夏祭り会場に来場される際には、ごみ持ち帰り用の袋をご持参頂けると助かります。(模擬店の性質上、箸、お椀、コップのご持参は必須ではございませんが、ご協力頂けると助かります。ごみ減量にも可能な限り、継続して取り組みを行います。)

なお、本年より、夏祭りにおきましても、<u>会場内は**禁煙**となります。</u> 中学生ボランティア、小さなお子さんが多数来場されます。子供たちの 記憶に残る素敵な夏祭りにするためにも、ご協力よろしくお願いいたし ます。

- * 自治会活動も事業活動に該当することから、活動に関するごみは事業系ごみに該当し、生活系ごみ(家庭から生じるごみ)と対応が異なります。詳細は三島市の HP にもありますので、ご興味がある方はご覧ください。(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn035960.html) 対応の一例
 - 生ゴミ,紙,プラスチック容器・ビニール類は分別が必要(生活系ごみと分別が異なる)
 - 生ゴミ,紙くず以外は市清掃センターではなく,処理業者への搬入が必要(別途費用が必要)

以上